

付表 酒税課税額の推移表(国税局分及び税関分の合計)

品 目 \ 年 度	平26	令元	4	5	6	対26年度比	対令元年度比	対前年度比
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清 酒	63,646	52,271	42,594	38,297	37,275	58.6	71.3	97.3
合 成 清 酒	3,491	2,461	1,948	1,858	1,773	50.8	72.0	95.4
連 続 式 蒸 留 焼 酎	95,915	83,768	74,500	71,141	69,680	72.6	83.2	97.9
単 式 蒸 留 焼 酎	114,189	101,095	93,625	85,927	85,819	75.2	84.9	99.9
み り ん	2,082	2,002	1,912	1,874	1,888	90.7	94.3	100.7
ビ ー ル	595,739	516,403	440,508	446,149	445,566	74.8	86.3	99.9
果 実 酒	29,256	29,849	31,642	29,153	31,645	108.2	106.0	108.5
甘 味 果 実 酒	1,187	1,199	986	1,208	1,304	109.9	108.8	107.9
ウ イ ス キ ー	42,144	63,211	66,633	70,021	68,635	162.9	108.6	98.0
ブ ラ ン デ ー	2,411	1,882	1,757	1,643	1,581	65.6	84.0	96.2
発 泡 酒	105,477	80,309	78,949	165,488	258,854	245.4	322.3	156.4
リ キ ュ ー ル	187,321	208,673	238,789	160,789	83,823	44.7	40.2	52.1
ス ピ リ ッ ツ 等	40,135	73,087	86,342	91,142	99,246	247.3	135.8	108.9
そ の 他 の 醸 造 酒 等	44,407	31,371	27,638	14,916	604	1.4	1.9	4.0
合 計	1,327,401	1,247,581	1,187,824	1,179,605	1,182,545	89.1	94.8	100.2

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

4 令和6年度の各品目の税額について、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)(以下「令和5年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条の規定の適用を受ける酒類及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条の規定の適用を受ける酒類(措置法の規定の適用を受けるものに限る。)は、同法第87条の規定及び同令第72条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の合計税額については、同法第87条及び同令第72条の規定を適用(51億円)した金額である。